

八、[第4条第1項第10号](#)（他人の周知商標）

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。
2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に（[第4条第3項](#)参照）、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。
3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この[基準第2（第3条第2項）の3.（1）及び（2）](#)を準用する。
4. 本号でいう「需要者の間に広く認識された」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その未登録商標と類似するものとする。

ただし、その未登録商標の部分が既成の語の一部となっているものその他著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなものを除く。

（例）該当例は、この[基準第3の九（第4条第1項第11号）の5.（6）](#)と同様である。
5. 取引形態が特殊な商品又は役務（例えば、医療用医薬品のように特定の市場で流通する商品、又は医薬品の試験・検査若しくは研究のように限定された市場においてのみ提供される役務）に係る商標についての上記3. の立証方法及びそれに基づく周知性の認定については、特に当該商品又は役務の取引の実情を充分考慮するものとする。

6. 外国の商標の我が国内における周知性の認定にあたっては、当該商標について外国で周知なこと、数カ国に商品が輸出されていること又は数カ国で役務の提供が行われていることを証する資料の提出があったときは、当該資料を充分勘案するものとする。
7. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」の認定にあたっては、防護標章登録を受けている商標又は審決若しくは判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標（注1）については、その登録又は認定に従い需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うものとする。

（注1）特許庁がインターネットで提供している特許電子図書館中の「[日本国周知・著名商標検索](#)」でこれらの商標を検索することができる。

（参考）その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については[商標審査便覧](#)を参照。

（注）以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

- [28.05](#) 使用特例商標登録出願の審査について
- [41.103.01](#) 外国の地名等に関する商標について
- [42.110.01](#) 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について
- [42.119.01](#) 「需要者の間に広く認識されている商標」に関する資料の取扱い
- [42.119.02](#) 外国標章等の保護に関する取扱い
- [47.101.08](#) 他人の周知商標と同一又は類似の商標について

○[審判決要約集（第4条第1項第10号）](#)